

働く人や事業主<会社など>のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を 働く人がもらうために事業主のみなさんへお願い

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の説明

会社を休む前の賃金<会社からもらうお金>の80%のお金(1日で高くて11,000円)を、休んだ日の数に合わせてもらうことができます。会社が払うのではなく、国からもらうお金です。

① 中小企業<小さい会社>で働く人。そして、2020年4月1日から12月31日までの間で、事業主<会社など>に言われて休んだ人

② ①の休業手当<お金です。休んでいるとき会社からもらいます>をもらっていない人
「支給要件確認書」の書きかたについて～事業主のみなさんへお願い～

休業支援金・給付金を働く人がもらうには、働く人が「支給申請書」といっしょに提出する「支給要件確認書」に、事業主のみなさんが休んだことを証明する必要があります。働く人がお金をもらうのが遅れないように手伝ってください。

《注意してください》

- この支給要件確認書は、休業支援金がもらえるかどうかを確認するためのものであり、**労働基準法第26条の休業手当を事業主が払う必要があるか決めるものではありません。**
- 申し込みには**労働保険番号が必要**です。働く人が1人でもいれば、必ず労働保険番号の手続きを行う必要があります。
- 働く人が**休業支援金を申し込んだことで、仕事をやめさせたり、労働条件を不利なものに変えた場合、法律で無効となる場合があります。**また理由なく能力や経験と比べてとても簡単な仕事をさせることや仕事をさせないことなどは、パワーハラスメントです。

休業支援金を申し込むときのトラブル<会社と働く人のあいだの問題>について ～働くみなさんへ～

休業支援金を申し込んで仕事をやめさせられたなどトラブルがあれば、総合労働相談コーナーに相談してください。

総合労働相談コーナーは、すべての都道府県労働局や労働基準監督署などにあり、仕事をやめさせられたり、仕事を理由もなく変えられたり、賃金を下げられたり、いやなことをされるなどのいろいろなトラブルについて相談できます。

きゅうぎょうしえんきん

休業支援金についてわからないとき

■電話で相談したいときは 厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月曜日から 金曜日まで 午前8時30分から 午後8時まで
土曜日、日曜日、祝日 午前8時30分から 午後5時15分まで

そのほか、休業支援金について知りたいときや提出する書類を確認したいときは
厚生労働省のウェブサイトを見てください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



厚生労働省・都道府県労働局

LL021030保01

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を もらえる「休業」＜仕事は休みになること＞について

休業支援金・給付金をもらえる休業は、新型コロナウイルス感染症によって、仕事をする日に働く人を休ませることをいいます。

休業支援金・給付金をもらえるかどうかは、**会社と働く人がいっしょに書いた支給要件確認書を見て確認します**。「支給要件確認書」を見て事業主が働く人を休ませたことが確認できれば、労働契約書などほかの書類はいりません。

(注) 例えば、新型コロナウイルス感染症で**働く場所のビルが休みになったときなど**、他の会社が休みになったときであっても、**事業主が働く人を休ませたことになり**ます。

働く日と働かない日が週によって変わる人（シフト制の人）について

これらの人も、休む前に働いていたことや、下に書いてある場合などから、事業主が休ませたことについて事業主と働く人が同じ意見であれば、**休業支援金・給付金を申し込むことができます**。

また、**「支給要件確認書」を見て、休んだことが確認できない場合でも、下に書いてある場合は、休業支援金を申し込むことができます**。

1

労働条件通知書に「週〇日勤務」など働く日が書いてある場合や休んだ月のシフト表＜働く日や時間が書いてある表＞が出ている場合で、事業主にその内容が正しいと確認できる場合

2

休業がはじまった月の前の**給与明細＜働く人の毎月の賃金などを書いた紙＞**などを見て、**6か月以上の間、月4日以上働いたことが確認でき、事業主が、新型コロナウイルス感染症がなければ休んだ月に働く人に仕事をさせていたことが確認できる場合**（新型コロナウイルス感染症以外の理由で休んだ場合は給付金をもらえません。）

き 気をつけること

- 支給要件確認書を書くときに事業主が手伝ってくれないときは、そのことを支給要件確認書に書いて、働く人が申し込むこともできます。そのときは、都道府県労働局が事業主に手伝えるように伝えます。
- 都道府県労働局が事業主や働く人に他の書類を提出するようお願いすることもあるの
で、そのときは提出してください。

不支給の決定通知＜あなたにはお金を払いませんと書かれた用紙＞を もらったことがある人へ

まえに不支給になった人でも、このリーフレット＜この紙のこと＞を読んで、休業支援金をもらえそうだと思う場合は、もう一度申し込むことができます。

そのときは、必要な書類といっしょに不支給決定通知書のコピーも提出してください。

